Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-25

19世紀及び近現代東部内モンゴルにおける蒙地開放及び中国本土式の行政機構設置問題ーゴルロス前旗を事例としてー

包, 苓春

(Degree)
博士（学術）

(Date of Degree)
2021-03-25

(Date of Publication)
2023-03-25

(Resource Type)
doctoral thesis

(Report Number)
甲第7954号

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007954

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

博士論文

19 世紀及び近現代東部内モンゴルにおける蒙地開放及び中国本土式の行政機構設置問題−ゴルロス前旗を事例として−

令和 3 年 1 月

神戸大学大学院国際文化学研究科

包苓春

学位論文の要約

本研究の課題

本研究の課題は、内モンゴル東部地域の蒙地開放及び旗の内部における中国本土式の行政機構設置という歴史的経緯の詳細なプロセスを描き出すことである。具体的には、ジリム盟ゴルロス前旗を事例とした。同旗の内部には、清代の嘉慶初期から 1930 年代までに長春（1800 年に庁、1889 年に府、1913 年に県）、農安（1889 年に県設置。以下同様）、長嶺（1908 年）、徳恵（1910 年）、乾安（1928 年）、九台（1932 年）という 6 つの中国本土式の行政機構（県）が設置されたが、本研究ではその内、嘉慶 5 年（1800）にゴルロス前旗の中で最初に開放された長春県と光緒 15（1889）年に 2 番目に開放された農安県、清末の宣統 2（1909）年に旗長チメドサムピルが固く反対したため県が設置されなかった「塔虎荒」、そして中華民国 17（1928）年に 4 番目に開放された乾安県、という合わせて 4 つの事例におけるそれぞれの蒙地開放に至るまでの経緯、土地の売却手続き、そして税金の取り方などの詳細なプロセスを可能な限り詳しく検討する。

本研究の構成

本研究は、序章と終章を除いて計 7 章を以て構成される。以下にその結論を短くまとめておきたい。

第 1 章では、清朝初期から満州国期にかけて、清朝、中華民国政府そして満州国政府などの各政権が内モンゴルに対して、どのような土地政策を採ったかについて、先行研究に基づいて整理した。

19 世紀の清朝はモンゴル地域に対して、漢人の移住や土地の開墾を禁止する「封禁政策」を採っていたが、清末になると「移民実辺」と呼ばれる政策によって漢人農民を大量に内モンゴルへ入れ、それによってロシアや日本などの侵略を防ごうとした。清朝政府はこれらの漢人移民を管理するために、東部内モンゴル諸旗の内部に中国本土式の行政機構である県を新たに設置したため、結果的に盟旗制度と州県制度との二重行政になった。

中華民国期になるとこのような蒙地開墾政策が一層強化され、東部内モンゴルでは主に張作霖によって 1924 年 5 月から開墾が計画されて、奉天、吉林、黒龍江の東三省合同で開墾が実施された。

満州国時代に入っても、この府、庁、州、県ができた開放蒙地では蒙旗側が依然として土地に対する徴租の権利を保持し、各開放地内に徴租機関を設けていた。開放蒙地において、漢人入植者は県から税を、所属する旗から蒙租を徴収されていたが、このような土地所有における分割状態は封建領主制の名残で、近代的ではないからといって、満州国政府が蒙旗側

に開放蒙地への一切の権利を放棄するように迫り、土地権利関係を単一化すると同時に、統一した租税体系を整えた。その結果、1938 年にいわゆる「蒙地奉上」が実施された。すなわち、清代から満州国期にかけて、開放された「蒙地」が「民地」へと変わっていった。

第 2 章から本論に入る。この章では、光緒 28（1902）年の新政実施以前において、モンゴル王公が清朝の封禁政策に違反して、私的に漢人を招き入れて開墾させたことによって、ゴルロス前旗の中で最初にできた中国本土式の行政機構である「長春県」の事例を検討した。その際、満州国興安局による 1938 年の調査、そして地方誌である『民國長春縣誌』、編纂史料である『吉林通志』、『東三省政略』などの史料に基づいて、蒙地開放に至るまでの経緯、土地の売却手続き、そして税金の取り方などの詳細なプロセスを解明した。その結果、まず、長春県ができた経緯としては、乾隆 56（1791）年に当時の旗長グンガラブタンが地租（蒙租）を徴収する目的で、旗南部の一部を漢人農民に開放したことから始まり、嘉慶 4（1799）に年吉林将軍秀林とジリム盟盟長ラワンが当該旗の私墾地を調べた時点で、漢人農民が 3330 世帯、「熟地」が 265648 畝という大規模に達していた。そのため吉林将軍から清朝に「借地養民」の名目で漢人流民の居住をそのまま認めてくれるように奏請した結果、寛城子というところに「長春庁」を設置して漢人農民たちを管理したことが長春県の始まりだということがわかった。次に、土地の払い下げ手続きとしては、当時土地の測量や売却契約などの知識がなかった東部内モンゴルの旗長や王公たちが秘かにこの地方に民人を招き入れて開墾させたため、土地の測量や売却などを取り扱う役所すら設置されなかったことがわかった。単に、攬頭と呼ばれる有力漢人がゴルロス公から広い土地を受け取った後、小作人たちは攬頭から細分化された各々の希望する土地を受け取り、土地を耕作できる資格として「白契」という土地証明書をゴルロス前旗の衙門から受け取っただけで、蒙旗側には「荒価」または「押租銀」といった土地代金をも払わなかったことがわかった。最後に「蒙租」の徴収手続きについて言うと、当地方が開放された時は政府側の官吏の手を経由することがなかったため、旗印務処に直属する地局、俗に「租子櫃」と呼ばれる役所を設けて「蒙租」の徴収を含む多くの土地関係事務を取り扱っていたことがわかった。

第 3 章では、長春県と同じモンゴル王公による「私墾」の事例として、ゴルロス前旗内で 2 番目に開放された農安県の事例を興安局の調査や地方誌に基づいて検討した。これによって、農安県の蒙地開放手続きとしては、攬頭に大まかな土地の範囲を指定させ、正式な交渉や測量すらせずに大規模な土地を払い下げて蒙租のみを受け取るという単純な方法を採っていたことがわかった。また蒙地を払い下げる際に土地代金は受け取ったものの、税金を徴収する面積が実際の耕作面積の 4 分の 1 にすぎないというようなかなり杜撰な方法をとっていたことがわかった。

第 4 章では、「吉林蒙務処」という官庁や吉林省公署、ゴルロス前旗王府等の間でやり取

りされた公文書、及び 20 世紀初頭の日本人による内モンゴル東部地域を対象とした調査である「満鉄調査報告書」、さらに満州国時代の興安局の調査等を利用して、清末の東部内モンゴル・ゴルロス前旗の「塔虎荒」における開墾交渉を詳しく検討した。これによって明らかになったことは以下の通りである。まず、大賚庁からの公函と農安県からの開墾要請の公函の中では「盗賊を取り除くため」とか「交通を疎通するため」とかいう理由を述べているが、その理由はやや疑わしく、彼らの本当の狙いは「塔虎荒」を両県の間で分割して土地代金と徴税権を獲得することにあった可能性が高いという結論に至った。

次に、ゴルロス前旗の当時の旗長チメドサムピルがこれらの開墾要請に回答して吉林省公署へ送った咨覆を分析した結果、「塔虎荒」をモンゴル人が自ら耕作して生計を立てているという明瞭な理由で要請を拒絶したことがわかった。

第 5 章では、吉林省政府がゴルロス前旗旗長チメドサムピルと交渉して旗の北西部、すなわち現乾安県地方に当たる 40 万晌（約 2948 ㎢）の蒙地を開放し、中国本土式の行政機構（県）を設置した際の、交渉から測量までの過程を詳しく考察した。それによって、 乾安県の土地開放は、旗長であったチメドサムピルがもともと強く反対していたにもかかわらず、吉林軍閥政府によって半強制的に行われ、吉林勘放蒙荒総局が 1926 年 6 月 1 日に長嶺県泰和鎮に設置され、そこには、総辦のもとに科長 1 人、係長 5 人、辦事員 15 人、そのほか土地の測量、地図の作成などの事務を担当する 10 組の測量員、そして長春の街の東五馬路に地価や経費などの徴収を取り扱う放荒収価処を置いて、その中に会計、票照両係が設けられたことがわかった。

続いて、この蒙地を開放する際の測量方法と測量成果について検討した結果、測量の方法としては、まず土地を「井」（3km×3 km）という広さに区分し、続いてこれを均等に 36 分割して、1 つの「井」の内部に 36 個の「方」（500m×500m）を作っていくという方法が実施されたことがわかった。そして「整井」（正方形の「井」）を合計 274 個、「破井」（県の境界あたりに位置するため正方形にできなかった不完全な形の「井」）を 35 個作った結果、当時の地図にあるような乾安県の土地区画の計画ができたことがわかった。

第 6 章では、官主導によって行われた蒙地開放の代表的な事例として、乾安県における土地売却の具体的な手続きの実態、蒙租の徴収方法などの問題を、「吉林勘放蒙荒総局」という開放事務を担当した役所から出された公函、布告、各種の章程などの一時史料を根拠として検討した。その結果、開放の決定や具体的な測量、土地の区画などが終了した段階で、その次に行われる土地の払い下げ（売却）手順は以下の 5 つのステップからなっていたことがわかった。まず第 1 段階は、領戸が購入したい土地を確認し、「放荒収価処会計股」へ行って購入申請を出す。第 2 段階は、土地購入の許可を得た後、「永衡官銀銭号」へ行って、地価などの各費用を支払う。第 3 段階は、「放荒収価処会計股」に戻って土地台帳に登録する

と同時に「領戸執票」を発行してもらう。第 4 段階は、「放荒収価処票照股」で「荒地丈単」を受け取る。第 5 段階は、「執照」（証明書）を受け取る。以上 5 つのステップである。

続いて、払い下げた結果について言うと、大部分の土地を受け取ったのは一般の漢人農民ではなく、東三省の官員や吉林省の官員、軍人、商人などの政治的権力や経済力を持つ一部の人々であった可能性が高いことがわかった。吉林省長の張作相は、ゴルロス前旗における蒙地を開放して移民を招き入れ、彼らに土地を払い下げることによって地価収入を得るとともに、中国本土の伝統的な行政機構である県（乾安県）を設置して吉林省の管轄下に編入したのであるが、彼の目的は、こういう手法を用いることによって、東部内モンゴルにおける自らの権力範囲を拡大し、新たな軍事用財源として徴税対象地域を得ようとしていた可能性が高いと考えられる。

第 7 章では、現在の乾安県の地名が乾安県鱗字郷唐字村、譲字郷譲字村というように必ず「〇字」という表現を含む地名になったのが、測量時に「千字文」を用いて命名したためであるということを明らかにした。

本研究の結論

清朝時代から少しずつ漢人農民が蒙旗へ入り込み、内モンゴルにおいて社会経済面と行政統治制度面の両面で変化をもたらし始めた。この変化を社会経済面でいうと、清代の初期・中期以降内モンゴルの東部・南部が漢人農民の流入によって徐々に農地化していき、伝統的な牧畜社会とかけ離れた半農耕半牧畜社会或いは純農耕社会へと移行していったことである。行政面でいうと、モンゴル地域に入って来た漢人移民を管理するために、内モンゴル諸旗の内部に中国本土式の行政機構である府庁州県を新たに設置したため、結果的に盟旗制度と州県制度との二重行政になったことである。

本研究では、ジリム盟ゴルロス前旗における 19 世紀から 1930 年代までの長期間の開放過程を取り上げて、このような変化の具体的なプロセスを全面的に描き出すことができた